

古文書解読チャレンジ講座 第九回

旗本文書を読む「家相続のからくり」

平成二十二年五月 東京都公文書館

出典：『養子判元見届一件書留』巻（新見文書二一八）

請求番号 655 25 上1

東京都公文書館が所蔵する旗本文書に、新見（しんみ）文書約三〇〇点があります。

その主なものは、寛政年間に小十人頭や目付を勤めた長門守正登と、天保年間に目付や側衆を勤めた伊賀守正路によって作成されたもので、職務上の参考として新見家に残されてきたものが大部分を占めています。

長門守正登が作成した目付としての職務マニュアルの中に、今回ご紹介する『養子判元見届一件書留』があります。あまり耳慣れない「判元見届」とはなんでしょうか。

【史料1】堀田錦弥急相続奉願候覚（寛政六年十二月二十五日）

急相続奉願候覚

高八千石

寄合

堀田錦弥

寅二十殿

養方叔父家守

相續奉願候覚

堀田幸之助

寅十二殿

右等ノ由候如ク初度納付申上候旨  
此等御札付候旨文書ノ在御候旨當分

十八日申上候旨申上

私儀當分月有公持候ノ積札相替申上候旨申上  
向ノ時相中其上月下旬至迄候旨有之旨月相替  
申上候旨英峯守者庵葉取用仕針法増用者御座  
清通ノ養生仕作御座其旨別々相替申上候旨申上  
申上候旨相増候旨差重本儀可仕辨旨有之旨御座  
子守居有養方叔父家守之旨御座相替奉願候  
右ノ外相替遠類同旨異此遠候旨有之旨養子可仕  
相替之旨有之旨御座養生不相叶相果候旨有之旨御  
相替候 仰月強武箱遠候旨有之旨奉願候旨以上

寛政六年寅年十二月廿五日

堀田錦弥

白梅中作子守  
相用候

井伊兵右衛門

京極備前守殿

堀田振伴守殿

立花四雲守殿

中川勘三郎殿

【史料の解説】

急相統奉願候覚

寄合

高五千石

堀田 錦弥

寅二十一歳

養方叔父実弟

相統奉願候者

堀田 幸之助

寅十六歳

右幸之助儀出生之砌虚弱二付御届見合

罷在候処此節丈夫二罷成候二付当八月

十八日丈夫御届申上候

私儀当五月上旬より持病之積氣相勝不申候処八月上

旬より時候相中其上九月下旬二至浮腫有之候二付橋隆庵

山本宗英峯岸春庵薬服用仕針治増田寿得療治

請色々養生仕候得共此節別而相勝不申不食仕次第

草臥相増段々差重本復可仕跡無御座候然処未実

子無御座候二付養方叔父堀田幸之助儀相統奉願候

右之外親類遠類同姓異姓遠統之内二茂養子可仕

相心之者無御座候若養生不相叶相果候者右幸之助儀

相統被 仰付跡式無相違被下置候様奉願候以上

寛政六甲寅年十一月廿五日

堀田 錦弥印

手揮申候二付印形

相用候

井伊兵部少輔殿

京極備前守殿

堀田撰津守殿

立花出雲守殿

中川勘三郎殿

急相統奉願候覚

急相統奉願候覚

寄合

高五千石

堀田 錦弥

寅二十一歳

養方叔父実弟

相統奉願候者

堀田 幸之助

寅十六歳

右幸之助儀出生之砌虚弱二付御届見合

罷在候処此節丈夫二罷成候二付当八月

十八日丈夫御届申上候

私儀当五月上旬より持病之積氣相勝不申候処八月上

旬より時候相中其上九月下旬二至浮腫有之候二付橋隆庵

山本宗英峯岸春庵薬服用仕針治増田寿得療治

請色々養生仕候得共此節別而相勝不申不食仕次第

草臥相増段々差重本復可仕跡無御座候然処未実

子無御座候二付養方叔父堀田幸之助儀相統奉願候

右之外親類遠類同姓異姓遠統之内二茂養子可仕

相心之者無御座候若養生不相叶相果候者右幸之助儀

相統被 仰付跡式無相違被下置候様奉願候以上

寛政六甲寅年十一月廿五日

堀田 錦弥印

手揮申候二付印形

相用候

井伊兵部少輔殿

京極備前守殿

堀田撰津守殿

立花出雲守殿

中川勘三郎殿

【読み下し文】

急相続願い奉り候覚

寄合

高五千石

堀田 錦 弥

寅二十一歳

養方叔父実弟

相続願い奉り候者

堀田 幸之助

寅十六歳

右幸之助儀出生の砌虚弱につき御届見合せ

罷りあり候処、この節丈夫に罷り成り候につき当八月

十八日丈夫御届申し上げ候。

私儀当五月上旬より持病の積(癩)氣相勝れ申さず候処、八月上

旬より時候相中(あた)り其上九月下旬に至り浮腫これあり候につ

き、橘隆庵

山本宗英、峯岸春庵、薬服用仕り、針治増田寿得療治

請け、色々養生仕り候えども、この節別て相勝れ申さず不食仕り、

次第

草臥(くたびれ)相増し、段々差重り本復仕るべき体御座なく候。

然るところ未だ実

子御座なく候につき、養方叔父堀田幸之助儀相続願い奉り候。

右之外、親類遠類同姓異姓遠続の内にも養子仕るべき

相応の者御座無く候。もし養生相叶わず相果て候わば、右幸之助儀

相続仰せつけられ、跡式(あとしき)相違なく下し置かれ候様願い

奉り候。以上。

寛政六甲寅年十一月廿五日

堀田錦弥印

手揮え申し候に付き印形

相用い候。

井伊兵部少輔(直朗、若年寄)殿

京極備前守(高久、若年寄)殿

堀田撰津守(正敦、若年寄)殿

立花出雲守(種周、若年寄)殿

中川勘三郎(忠英、目付)殿

【史料2】 中川勘三郎日記（寛政六年十一月二十五日）

一 病間へ罷通り屏風外二着座錦弥江及挨拶且判元  
可見届段申達候処屏風内二被居候伊東山城守挨拶二而  
大病故不及挨拶候段且手揮候二付添手致候段被申聞候二付  
承知之旨及挨拶願書へ印形被調肝煎へ被差出肝煎より  
自分へ被相越候判元見届候段且病氣快氣二候八、願書  
願下之義目出度可取次段且又病氣養生有之候様二  
申達直二書院江罷出候此節一類中二者一統入類二並居  
被申候

【史料の解説】

- 一 病間へ罷通り屏風外二着座錦弥江及挨拶且判元  
可見届段申達候処屏風内二被居候伊東山城守挨拶二而  
大病故不及挨拶候段且手揮候二付添手致候段被申聞候二付  
承知之旨及挨拶願書へ印形被調肝煎へ被差出肝煎より  
自分へ被相越候判元見届候段且病氣快氣二候八、願書  
願下之義目出度可取次段且又病氣養生有之候様二  
申達直二書院江罷出候此節一類中二者一統入類二並居  
被申候

【読み下し文】

一 病間へ罷通り屏風外二着座錦弥江及挨拶且判元  
可見届段申達候処屏風内二被居候伊東山城守挨拶二而  
大病故不及挨拶候段且手揮候二付添手致候段被申聞候二付  
承知之旨及挨拶願書へ印形被調肝煎へ被差出肝煎より  
自分へ被相越候判元見届候段且病氣快氣二候八、願書  
願下之義目出度可取次段且又病氣養生有之候様二  
申達直二書院江罷出候此節一類中二者一統入類二並居  
被申候

- 一 (中川勘三郎が)病間へ罷り通り屏風外に着座、錦弥江挨拶に及び、  
且つ判元  
見届くべき段申し達し候ところ、屏風内に詰め居られ候伊東山城  
守(祐政、寄合)挨拶にて、  
大病ゆえ挨拶に及ばず候段、且つ手揮え(ふるえ)候につき添手(そ  
えて)致し候段申し聞かされ候につき、  
承知之旨挨拶に及び、願書へ印形調えられ、肝煎へ差し出され、  
肝煎(寄合肝煎松平内蔵允信愛)より  
自分へ相越され候。判元見届け候段、且つ病氣快氣に候わば願書  
願い下げの義目出度取り次ぐべき段、且つ又病氣養生これあり  
候様に  
申し達し、直に書院へ罷り出で候。この節一類中には一統入類(い  
りかわ)に並び居り  
申され候。

候様に  
申し達し、直に書院へ罷り出で候。この節一類中には一統入類(い  
りかわ)に並び居り  
申され候。

## 【解説】

旗本文書を読む 「家相統のからくり」

印 判元見届とは

判元見届とは何か。『国史大辞典』（第十一巻 吉川弘文館）には次のように記されています。

武家の末期（まつご）養子（急養子）願出があった場合、幕府の役人を出願人の病床に派遣し、本人の生存を見届け、願書の真偽を調べさせること。万石以上（大名）については大目付、万石以下（旗本・御家人）については頭・支配、これらがない場合は目付がこの役を務めた。

末期とは死に際、臨終のことです。こうした危急の状態に及んで提出された養子願の確認が「判元見届」にほかなりませんでした。家の相続という武家にとっての一大事に関わる職務だったことになりません。

この史料の場合は、末期の床にあるのが堀田錦弥、相続予定者が幸之助、判元見届の役が目付中川勘三郎です。

新見正登は目付・中川勘三郎が勤めた判元見届の手続きを先例として書き留め、新見家の職務マニュアルを作成したことになります。

印 判元見届の現場

【史料1】は、寛政六年（一七九四）十一月二十五日に旗本で寄合の堀田錦弥（一善、知行高五千石）が幕府に提出した急相続の願書です。錦弥は五月から体調が勝れず、それ以降重篤な病気に陥りま

した。もし養生が叶わなかった場合、弟の幸之助に家督相続を許して欲しい、と若年寄・目付に願っています。

【史料2】は、目付中川勘三郎の書いた日記です。同日、中川が堀田家に向いて錦弥と対面する場面が詳細に描かれています。

まず、中川は病間の屏風の外側に出席して、「錦弥殿にご挨拶致します、かつ判元を見届けたく存じます」といいます。すると屏風の内側に控えている寄合伊東山城守が、錦弥殿は大病ですからご挨拶できませんし、手がふるえていますから、印を押すことができません。押印の際錦弥殿に添え手を致したいと思えます」といいます。中川はこれを承知します。その上で願書、すなわち【史料1】で掲げた文書に印鑑が捺され、伊東から寄合肝煎松平内蔵允さらに目付・中川へと回覧されます。最後に文書を受け取った中川は「判元見届けました」と述べ、平癒した際には願書を取り下げるよう指示、養生するように申し達して「判元見届」は完了します。

ちなみにこの例では、翌二十六日、堀田家の親類より錦弥死去が中川に知らされました。

印 家相統のからくり

この書留の急養子願の記録には、このような「手が揮えて花押が書けないので印形を押した」などの文言が複数見えます。これらは本人がすでに死亡していることを疑うべきでしょう。「手が揮える」という名目で、親戚や同役が押印している可能性が高いのです。幕末に目付役を勤めた山口駿河守直毅という旗本が、維新後、判元見届について次のような証言を残しています。

親の生前中に願いを出して置かなければ、どんな親戚から願っても許さぬことです。…生前申し立つるに相違なきや否を見

届けに行くのです。後世になりては、たいがいは既に死んでしまつて冷たくなつても、屏風を立てその中に死んだ者を寐かして置いて、ちよつと生きているような体裁にして、こちらも生きているつもりで、親戚相揃つて、それがこのたび大病につき何の誰を養子にして、縁続きならその由緒を書き、この者に家督を下さるよつに願ひ奉り候といつことを書いて花押をするのですが、大病について花押ができぬといふことなら実印を捺すのです。…それを屏風の中で病人が捺すつもりで、親類の者が捺すのです。それが判元見届であります。

『旧事諮問録』上「第五回 目付、町奉行および外国の事」  
旧事諮問会編 進士慶幹校注 岩波文庫所収

実際にはすでに亡くなつてゐる人物に捺印させる。それを承知の上で生きてゐるつもりで見届ける。こつした事が、時に「判元見届」といふ職務には起こつたのです。

こつ考えると、こつでとりあげたケースでも堀田錦弥はすでに臨終しており、「手が揮える」といふ名目で、同役であつた伊東氏が捺印したといふ可能性が高そうです。